

仕 様 書

1 業務の名称

海外来客者向け贈呈用シティプロモーションブック制作業務

2 業務の目的

市長表敬訪問に来札した海外からの来客者に対して、歓迎やおもてなしの意を表し、札幌市長自ら札幌の魅力を伝えるとともに、帰国後においても、その魅力を感じ周囲に伝えていただけるような品物を贈呈することにより、新型コロナウイルス感染症で傷んだ札幌の経済の復興に向けて、あらためて都市の魅力を発信し、ヒト・モノ・コトを呼び込む一助とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和6年3月27日までとする。

4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」に示した効果につながるよう、下記のとおり札幌市の魅力が伝わるシティプロモーションブックを制作すること。

受託者は、企画、制作等の業務全般を行い、それに係る連絡調整、折衝及びプロジェクトの実施に係るすべての費用の支払い等を行うこととする。制作にあたっては、委託者と十分な協議をすること。

(1) 制作部数

200部以上（上限部数は指定しない。）

(2) シティプロモーションブック制作

ア 食・自然・四季・歴史・観光施設等、札幌を象徴するものを掲載すること。

イ 写真・イラスト・文章・音声等の表現形、ページ数は指定しない。ただし、見栄え・品質など、来客者への歓迎や敬意を表する贈呈品として相応なものとする。

ウ 写真素材は、既に存在しているものを活用することを妨げない。ただし、写真使用にあたり、いかなる権利も侵害しないこと。

エ 見応えがあり、何度も見たくなる意欲を喚起するような仕掛けや工夫があること。（ページを開くと飛び出して立体的になる、音が鳴る、など）

オ シティプロモーションブック本体を保管するためのケース等、入れ物も制作

すること。見栄えや材質など、来客者への歓迎や敬意を表するに値する、格式ある形態とすること。

カ 制作物の素材は、環境に配慮したものとする。

キ 海外からの来客者に贈呈することを考慮して、英語を中心とした外国語表記に配慮すること。ただし、札幌市や日本の魅力を伝える手法として、日本語表記を活用することは妨げない。

ク 制作物には、「笑顔になれる街さっぽろ」を意味するロゴマーク「SAPPORO」（読み方：サッポロスマイル）を掲載すること。ロゴマークの掲載箇所、大きさは指定しない。掲載にあたっては、ロゴマークのグラフィックマニュアルに留意すること。

(参考：グラフィックマニュアル 市公式ホームページ掲載先 URL)

https://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/partners/logo/documents/graphicmanual_201705.pdf

5 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (9) 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。なお、本著作物の著作権者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。